

基礎・境界ソサイエティ代議員選出に関する規程

(平成16年12月10日制定)

本規程は、ソサイエティ運営規程第17条に基づきソサイエティ代議員の選出について定めることを目的とする。

第1条

ソサイエティ代議員の選出については、ソサイエティ規程ならびにソサイエティ運営規程の定めるものの外、この規程による。

第2条

ソサイエティ代議員は、ソサイエティに属する正員および正員であった名誉員の中から、互選により選出する。本規程では、正員には正員（海外）を含まない。以下同じとする。

第3条

指名委員会は、毎年12月中に次年度に改選されるソサイエティ代議員候補者を推薦する。

2. 指名委員会は、ソサイエティ会長、次期ソサイエティ会長、ソサイエティ副会長、および各研究専門委員会委員長により構成する。
3. 指名委員会は、ソサイエティ代議員候補者選定の際に、各研究分野の代表を入れるように考慮する。

第4条

前条による推薦候補者の数は、次のとおりとする。

ソサイエティ代議員（会員の互選により選出されるソサイエティ代議員） 20名以内

第5条

ソサイエティ代議員が任期途中で辞任する場合、指名委員会は後任候補者を推薦し、投票に付す。この候補者が選出されれば、辞任するソサイエティ代議員の残りの任期を引き継ぐ。

第6条

投票は信任投票とする。但し、正規の投票用紙を用いて投票総数の2分の1以上の信任を要する。

第7条

候補者名簿は、指名委員会推薦の候補者について作成する。

第8条

候補者名簿には、候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ候補者の勤務先所属部局およびそ

の役職名を付記する。

第9条

投票用紙に記載する候補者氏名およびその順序は候補者名簿と同じとする。

2。

投票用紙には、指名委員会推薦候補者以外から選任される場合のために3名分の空枠を設ける。

第10条

投票用紙は、候補者名簿とともに2月中にソサイエティに属する正員および正員であった名誉員に1部ずつ送付する。

第11条

投票は無記名とする。

第12条

記入済の投票用紙は、指定期日までに事務局に到着するように送付することを要する。

第13条

庶務幹事は、前条により送付された投票用紙を整理し保管する。

第14条

開票には、ソサイエティ会長またはソサイエティ会長の指名するソサイエティ役員の立会いを要する。

第15条

次の各項のいずれかに該当する投票は無効となる。

ア。正規の投票用紙を用いないもの。

イ。正員および正員であった名誉員でない者の氏名を記入したもの。

但し、この場合無効の範囲はその氏名のみとする。

ウ。記入の確認が困難なもの。

第16条

前条によるほか、効力に疑義のあるものについては、第14条による立会人が判定する。

経過措置

初年度の選出にあたっては、本規程に定める他、1年任期の10名以内のソサイエティ代議員を本規程に準じて選出する。